



保育士登録はお済みですか？

平成18年11月28日までに保育士登録が済んでいない場合には、保育所等において「保育士」として業務を行うことができません。

- 現在、保育士として業務を行っている方は、保育士登録をする必要があります。
- 今後、保育士として業務を行おうと考えている方は、業務に就く前までに保育士登録をしておく必要があります。

児童福祉法の改正により平成15年11月29日から、従来の「保育士(保母)資格証明書」では保育士として業務を行うことができなくなりました。

今後、保育士として業務を行う者は、都道府県知事に登録し保育士証の交付を受けることが必要です。

- 保育士登録は、「保母」から「保育士」への名称変更に伴うものではありません。
- 保育士登録をしなくても、保育士となる資格を失うことはありません。

申請の方法等

◆始めに「保育士登録の手引き」を取り寄せてください

保育士登録を行う際、申請書類の添付された「保育士登録の手引き」が1人につき1部必要です。

- ①まず、角型2号(A4の用紙が折らずに入るサイズ)の返信用封筒をご用意になり、表面にあなたの住所・氏名を記入してください。
- ②返信用切手を貼ってください。(1部必要な場合は200円分、2部必要な場合は240円分、3～5部必要な場合は390円分)
- ③登録事務処理センターあて封筒に返信用封筒を入れ、表面には赤字で「保育士登録の手引き〇部請求」と大きく明記し、下記、登録事務処理センターあて郵送してください。
- ④到着後、速やかに「保育士登録の手引き」をお送りします。

◆登録手数料:4,200円

保育士登録申請書類の
受付・問い合わせ先

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-1

登録案内専用電話:03(5485)3150 (音声案内:終日、肉声案内:平日9時～12時、13時～17時30分)

ホームページ:<http://www.hoikushi.jp/>
(保育士登録の詳細について紹介しています。)

◆ご注意

申請書類の受付から登録手続きが済むまで 2ヶ月程度かかります。ただし、書類不備や受付時期・状況によっては、更に時間のかかる場合がありますので、できるだけ早めに手続きを行っていただきますようお願いします。

保育士登録について

定義

保育士とは、登録を受け、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者です。

登録

厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設の卒業者又は都道府県知事が行う保育士試験の合格者が都道府県知事の登録を受けることにより保育士となります。

名称独占

保育士でない者が、保育士又はこれに紛らわしい名称を使用することを禁止し、これに違反した者は罰せられます。

守秘義務や信用失墜行為の禁止

保育士には、守秘義務や信用失墜行為の禁止といった対人援助専門職としての義務が課せられます。

資質の向上

保育所に勤務する保育士は、相談・助言のための知識・技能の修得、維持及び向上に努める必要があります。



経過措置等

- ① 現在、保育士として業務を行っている方は、平成18年11月28日までに保育士の登録をする必要があります。
- ② 保育士として業務を行っていない方については、必ずしも登録をする必要はなく、登録をしなくても保育士となる資格が無くなるわけではありません。
ただし、今後保育士として業務を行おうと考えている方は、業務に就く前までに登録をしておく必要があります。

申請書類の受付から登録手続きが済むまで 2ヶ月程度かかります。ただし、書類不備や受付時期・状況によっては、更に時間のかかる場合がありますので、できるだけ早めに手続きを行っていただきますようお願いいたします。